

個 別 の 人 権 課 題		H I V感染者・ハンセン病患者等		
校 種	高等学校	本時に関わる 3つの側面	知 識 的 側 面	◎
対 象 学 年 等	第3学年		価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	
教 科 等	政治・経済		技 能 的 側 面	○
単 元 名	日本国憲法と基本的人権の保障			

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

- ア 基本的人権の保障と法の支配の考え方と意義について、現実社会の諸事象を通して理解する。
- イ 日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し、表現する。
- ウ 現実社会の諸課題を主体的に解決しようとする態度や、考察したこととを社会生活に生かし、より積極的な役割を果たそうとする自覚を養う。

(2) 単元の計画

- 1次・・・平等権（本時）、自由権
- 2次・・・社会権、その他の人権、新しい人権

2 学習指導要領等の該当箇所

高等学校学習指導要領・第2章・第3節 政治・経済

2 内容 A 現代社会における政治・経済の諸課題

(1) 現代日本の政治・経済

- 個人の尊厳と基本的人権の尊重、対立、協調、効率、公正などに着目して、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務との関係、議会制民主主義、地方自治について、現実社会の諸事象を通して理解を深めること。
 - (イ) 現代日本の政治・経済に関する諸資料から、課題の解決に向けて考察、構想する際に必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取る技能を身に付けること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - (ア) 民主政治の本質を基に、日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 本時の目標

ハンセン病問題を事例として、日本国憲法における人権保障の考え方とその意義について理解するとともに、政府が進めるハンセン病に関する施策と日本国憲法との関わりを考察し、まとめる。

4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法の役割や人権尊重の意義について学習する中で、個別の人権課題の一つである「H I V感染者・ハンセン病患者等」に関する内容を取り扱います。具体的には、ハンセン病に対して国が過去に進めた隔離政策が患者の平等権をはじめとする様々な人権を侵害しただけでなく、国民の間の差別意識が助長されたという歴史を理解するとともに、個人の尊重の考え方に基づく日本国憲法の基本的人権の尊重の要請に基づき、国が現在も元患者やその家族の尊厳を回復する施策を進めていることを理解することも大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知 識 的 側 面	憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
技 能 的 側 面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p>■学習活動</p> <p>【憲法の役割について学習したことを振り返ろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家権力の濫用を制限して、国民の基本的人権が侵害されることを防ぎ、国民の幸福追求を最大限保障することが憲法の役割である。 <p>■学習活動</p> <p>【国の政策により、国民の基本的人権が侵害された事例にはどのようなものがあるのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病を扱った映画の一場面を視聴し、登場人物の発言についてどのように感じたか話し合う。 ・登場人物の発言は「ハンセン病問題」と関わりがある。 <p>【課題】「ハンセン病問題」を事例として、日本国憲法における人権保障の考え方とその意義について考えよう。</p>	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法は公権力の濫用を防ぎ、国民の人権を保障するためのものであることを確認する。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病に関する正しい知識とともに、国の進めた隔離政策が長らく患者を苦しめてきた歴史を認識させる。 	<p>○「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省)</p>
<p>■学習活動</p> <p>【ハンセン病とはどのような疾病で、患者はどのように受け止められてきたのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病は感染症であるが、感染力は非常に弱く、現在では薬の投与で完治する疾病であり、日本での発症例は極めて少なく、患者を隔離する必要は全くない。 ・有効な治療法がなかった時代に発病した人の中には、外観でわかる顔面や手足の変形などの重篤な後遺症が残ることがあり、患者は長く差別や偏見の対象とされてきた。 <p>■学習活動</p> <p>【ハンセン病について、国は過去にどのような政策を進めていたのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明治時代から患者の施設への隔離が行われ、法律等に施設への入所規定が設けられた。 ・施設からの退所規定のない「らい予防法」が1996年に廃止されるまで、事実上の強制隔離が続けられ、法律により患者らは平等権をはじめとする様々な人権を剥奪された。 ・患者やその家族に対する偏見や差別が現在も残っており、国の誤った政策が国民の差別意識を助長した事例である。 <p>■学習活動</p> <p>【「令和元年7月12日内閣総理大臣談話」を読み、国がどう考えを決定したのか読み取ろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の隔離政策が誤りであったことや、それによって社会に偏見や差別が生じたことを国として認めた。 ・国の賠償責任を認めた熊本地裁判決を受け入れるとともに、家族への新たな補償措置を講じることを決めた。 ・日本国憲法の基本的人権の保障の要請に基づき、国は元患者の尊厳回復と家族への補償を進めており、憲法に基づく権力の抑止と人権保障の典型的な事例となっている。 	<p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病を理由にホテルの宿泊を拒否されたり解雇されたりした実際の事例を紹介するとともに、最初に観た映画の一場面も同様の事例であることに触れ、現在も偏見・差別が残っていることに気付かせる。 <p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の真偽を確かめ、正しい情報に基づいて自分で判断し、行動できることが大切であることを確認する。 	<p>○資料「らい予防法(抜粋)」</p> <p>○資料「令和元年7月12日内閣総理大臣談話」</p>
<p>【まとめ】憲法における人権保障とは、国民は個人として尊重され人権を保障されるという考え方であり、日本国憲法は国の権力濫用を抑止するとともに、権力が人権を侵した場合、その回復を要請する役割を果たしている。</p>		